

就・修学援護制度一覧に係る外国語版の作成等について

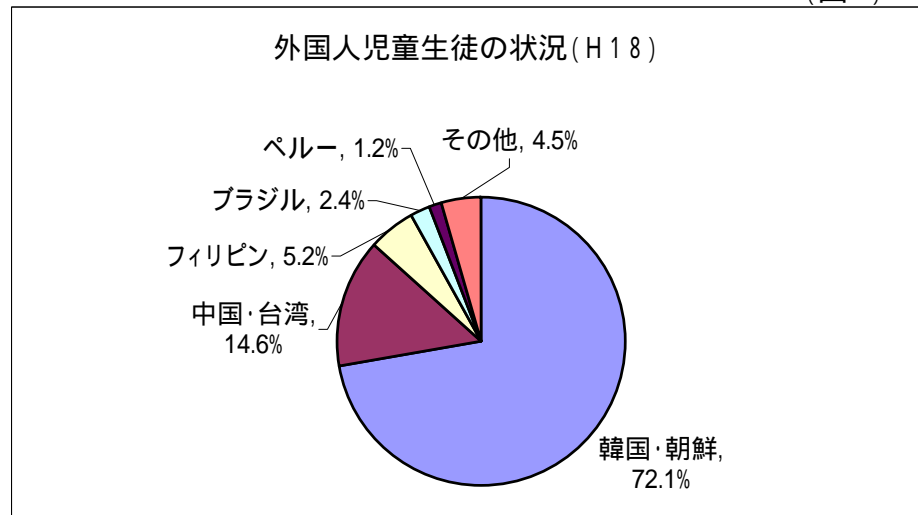
【京都府人権教育・啓発施策推進懇話会（第5回）における意見】

在住外国人への生活情報等の提供に関わっている国際課と教育委員会が連携を取り、府の援護制度一覧の多言語化を図れば、学校をとおして外国人に情報が届くのではないか。

京都府内における外国人児童生徒の状況（H18）

(図1)

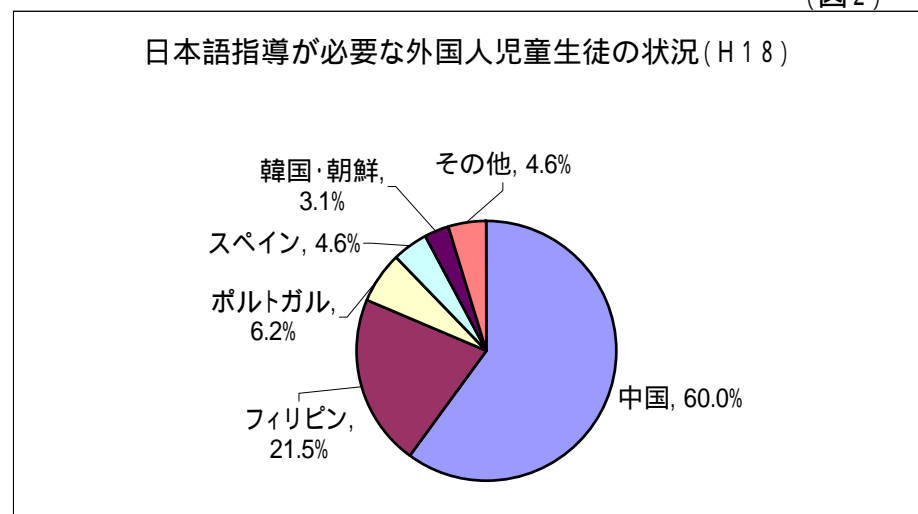
	割合
韓国・朝鮮	72.1%
中国・台湾	14.6%
フィリピン	5.2%
ブラジル	2.4%
ペルー	1.2%
その他	4.5%



日本語指導が必要な外国人児童生徒の状況（H18）

(図2)

	割合
中国	60.0%
フィリピン	21.5%
ポルトガル	6.2%
スペイン	4.6%
韓国・朝鮮	3.1%
その他	4.6%



【現状】

外国人児童生徒は、韓国・朝鮮人がほぼ3 / 4を占め、その多くは在日3世、4世である。続いて、中国・台湾、フィリピン出身の児童生徒が多い状況である。（図1）

日本語指導が必要な児童生徒は、在日中国人（60%）、フィリピン人（21.5%）の順で多い状況である。（図2）

【取組内容】

府の援護制度一覧、高校進学の際に必要な経費等の情報の多言語化（中国語、韓国語、英語）に向けて、京都府名誉友好大使の事業として、教育委員会から国際課あて翻訳依頼を行う。（6月）

翻訳した資料を監修の後、市町村教育委員会との連携、教育委員会ホームページへの掲載など、情報の提供について工夫を図る。（7～8月）

来年度以降、時点修正をしながら継続する。